

○交番・駐在所連絡協議会設置要綱

平成11年3月31日

埼例規第26号・地

警察本部長

交番・駐在所連絡協議会設置要綱の制定について（例規通達）

交番・駐在所連絡協議会を通じて、地域社会との関係を構築し、地域住民との要望に応じた地域安全活動を一層効果的に推進するため、交番、駐在所連絡協議会設置要綱（昭和58年埼例規第2号・外）の全部を別添のとおり改正し、平成11年4月1日から実施することとしたから、誤まりのないようにされたい。

別添

交番・駐在所連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び組織)

第2条 連絡協議会は、原則として、交番及び駐在所（以下「交番等」という。）に設置するものとする。

2 連絡協議会は、交番又は駐在所の勤務員及び警察署長の委嘱した委員をもって構成する。

3 警察署長は、連絡協議会を設置した場合は、交番・駐在所連絡協議会設置報告書（別記様式第1号）により、地域部地域総務課長を経て警察本部長に報告するものとする。

一部改正〔平成30年第792号〕

(委員の選定)

第3条 警察署長は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別、居住地等を考慮して、幅広く選定するものとする。

2 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。

(任務)

第4条 連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪、事故及び災害の防止その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題を地域住民等に連絡するとともに、地域住民等から意見、要望等を聞き、交番等と必要な検討、協議することを任務とする。

(委員の委嘱及び任期)

第5条 連絡協議会の委員の委嘱は、警察署長が委嘱状（別記様式第2号）を本人に交付して行うものとする。

2 委員の人員は、原則として、交番は10人、駐在所は6人とする。

3 委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡協議会に会長及び副会長（交番の場合は2人、駐在所の場合は1人）を置き、委員が互選する。

- 2 会長及び副会長の任期は、原則として2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 会長は、連絡協議会の議事を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

一部改正〔平成27年第860号〕

(運営責任者の指定等)

第7条 警察署長は、交番にあっては勤務する警察官の中から適任者を、駐在所にあっては居住する警察官を連絡協議会の運営責任者としてそれぞれ指定するものとする。

- 2 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営及び活性化に努めるものとする。
- 3 運営担当者は、連絡協議会を設置した交番又は駐在所の勤務員全員をもって充てるものとする。
- 4 運営担当者は、運営責任者を補佐するとともに、委員との連絡に当たるものとする。

一部改正〔平成27年第860号〕

(会議の開催)

第8条

- 1 連絡協議会の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪、事故又は災害が連続的に発生して地域住民等に不安が生じるなど、地域による問題解決の必要が生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議は、議題に応じて、委員以外の地域住民又は地域の関係機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。
- 5 運営責任者は、会議が開催された場合は、その状況等を警察署長に報告するものとする。

一部改正〔平成27年第860号〕

(単位連絡協議会)

第9条 警察署長は、地域の特性に応じて、所管区を分割し、又は複数の所管区を統合した地域に連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合には、当該地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

- 2 前項の連絡協議会については、第2条から第8条までの規定を準用する。

(職種等連絡協議会)

第10条 警察署長は、職種等に着目して連絡協議会を設置することがより効果的と認められる場合には、目的等を限定した連絡協議会を設置することができる。

- 2 前項の連絡協議会については、第2条から第8条までの規定を準用する。この場合において、第3条第1項中「職業、年齢、性別、居住地等を考慮して、幅広く」とあるのは「その目的等に則して」と読み替えるものとする。

(留意事項)

第11条 連絡協議会の運営に当たっては、次の各号に掲げる点に配慮するものとする。

- (1) 警察署の地域幹部は、交番等の勤務員に対し、連絡協議会の趣旨等を事前に指導教養するとともに、連絡協議会の運営状況を把握し、必要により、関係機関・団体との連絡調整及び具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。
- (2) 警察署長は、必要により、他部門の幹部等を会議に出席させるなどし、連絡協議会に対する組織的な協力を配慮すること。

実施日

- 1 この例規通達は、平成11年4月1日から実施する。
- 2 この例規通達の実施の際、現にこの例規通達による改正前の交番、駐在所連絡協議会設置要綱（以下「旧例規通達」という。）第2の規定により置かれた交番、駐在所連絡協議会は、この例規通達第2条第1項の規定により置く交番・駐在所連絡協議会とみなす。
- 3 この例規通達の実施の際、現に旧例規通達第6の1の規定により交番、駐在所連絡協議会の委員に委嘱されている者は、この例規通達第5条第1項の規定により交番・駐在所連絡協議会の委員に委嘱されたものとみなす。

実施日（平成27年7月27日地第860号）

この通達は、平成27年8月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

【様式別表省略】